

関西電力株式会社大飯発電所第4号機の工事計画の届出についての確認結果

(電気事業法に基づく届出の概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：関西電力株式会社 取締役社長
岩根 茂樹

届出年月日等：

平成29年6月26日（関原発第114号）

平成29年7月18日（関原発第148号）一部補正

2. 発電所の名称及び位置

名称：大飯発電所

位置：福井県大飯郡おおい町大島

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 4, 410, 000 kW

第1号機： 1, 175, 000 kW

第2号機： 1, 175, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回届出分）

周波数：60 Hz

4. 届出範囲

(一) 原子力設備

2 原子炉冷却系統設備

11 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置

6 廃棄設備

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備（1号機設備、1・2号機共用）

(2) ポンプ

(4) 容器

(8) ろ過装置

(10) 主配管

(12) 排風機

(14) 減容・固化設備

(15) 排気口

5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統設備及び廃棄設備の改造

6. 届出理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な設備の工事に伴い変更する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第48条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第47条第3項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。））に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。

なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類については、平成29年8月15日付け関原発第181号により一部補正されているが、当該補正が本届出に係るものではないことを確認した。